

## アーチェリー場（弓道場）のご利用について

アーチェリー場（弓道場）のご利用については、利用者の安全を確保するため、その個人の技量を確認の上、利用者証を発行します。

アーチェリー場（弓道場）を個人利用される場合には、利用者証が必要です。

一般使用の場合は、利用者証がないと使用することができません。

### アーチェリー利用者証の種類

- 上級・・・ 30mの距離を、2分間3射打ちで、36射の合計点が330点以上の得点を得られる方  
又は、全日本アーチェリー連盟の3級審判の資格を所持し、300点以上の得点を得られる方  
上級者の資格を持つ方は、2名まで引率できます。（受付で申込用紙に記入が必要）
- 一般・・・ 30mの距離を、2分間3射打ちで、36射の合計点が240点以上の得点を得られる方で  
個人で安全に射場の利用ができる方

### アーチェリー場（弓道場）をご利用いただくために

1. 入場の際は「弓道場利用券」を自動販売機で購入し、受付に利用者証を提示して入場します。
2. 退場の際は、受付で退場時刻と現在時刻を確認し、超過していれば超過料金を支払い、利用者証を受け取ります。
3. 利用時間には、更衣時間、準備・後片付けが含まれます。